

# 年末の交通安全県民総ぐるみ運動

## 12月11日(月)から12月31日(日)までの21日間



▼スローガン  
「マナーアップ!あなたが主役です」

### ▼運動の重点

①子どもや高齢者に優しい3S運動を実施しよう!

JAFが今年調査した信号機のない横断歩道での車の一時停止率で、栃木県は過去最高の74・8%と全国で3位となりました。

横断歩道に限らず、子どもや高齢者を発見(SEE)したら減速(SLOW)し、危険を感じたらすぐ停止(STOP)しましょう。

②飲酒運転は絶対にやめましょう!  
飲酒運転根絶には、飲酒運転を「させない」「許さない」周りの姿勢も大切です。

③ライト4(フォー)運動と「原則ハイビームを徹底しましょう」  
年末になると日没時間が早まります。午後4時には前照灯点灯し、夜間走行時には原則ハイビーム走行をしてください。

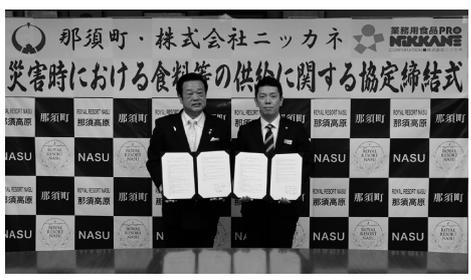
④ルールを守って自転車に乗りましょう!  
ヘルメットを着用し、原則として車道・左側を走行しましょう。また、イヤホンやスマートフォンの使用は危険なのでやめましょう。

▼主唱 栃木県交通安全対策協議会

▼問合せ 総務課危機管理係  
☎72・6901

## 株式会社ニツカネと防災協定を締結しました

11月28日、町と株式会社ニツカネは、災害時における食料等の供給に関する協定を締結しました。



左から、平山町長、金田代表取締役社長

▼名称 「災害時における食料等の供給に関する協定」

▼目的 地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、食料等の供給によって、町民生活の安定を図る。

▼内容 町は、株式会社ニツカネから、飲料品、食料品、店舗等における炊き出し、災害時の応急対策に必要な物資の提供を受けることができる。

▼問合せ 総務課危機管理係  
☎72・6901

## 防災のワンポイント

火災死者の約7割は住宅で発生しています!

この時期は、空気の乾燥や暖房器具の使用が増えることにより、火災が多くなります。火災の被害に遭わないために、しっかりと対策をしましょう。

▼住宅用火災警報器の点検・交換行っていますか?

・点検は定期的に行いましょう。少なくとも年に2回、春と秋の実施を推奨します。

・交換の目安は10年です。設置年月や製造年等を参考にしましょう。  
※住宅用火災警報器を設置するこ

とで、設置していない場合に比べて、死者数と損害額が半減するといわれています。

▼住宅火災の原因  
原因は「タバコ」「ストーブ」「こたつ」です。

▼命を守る10のポイント  
【4つの習慣】  
①寝たばこは絶対にしない  
②ストーブの周りには注意  
③こたつを使う時は、火のそばを離れない  
④コンセントはほこりを清掃し、使わないプラグは抜く

【6つの対策】  
①ストーブやこたつは、安全装置付きの機器を使用する  
②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する  
③部屋を整理整頓し、寝具や衣類等は防災品を使用する  
④消火器を設置する  
⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を確保し、備える

⑥防火防災訓練への参加等、地域ぐるみの防火対策を行う

▼問合せ 総務課危機管理係  
☎72・6901



詳しくは総務省消防庁ホームページをご覧ください